

# ☆ 未熟児養育医療給付制度のご案内 ☆

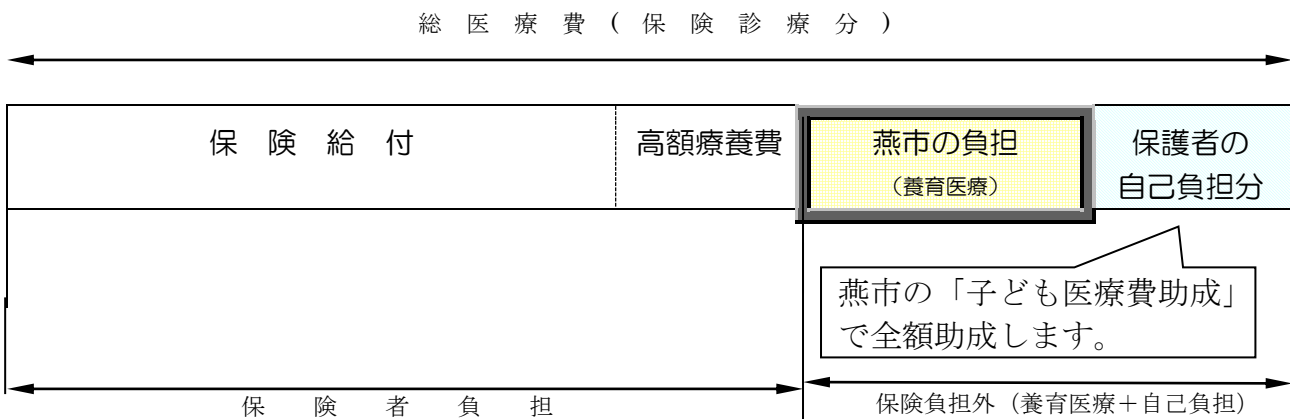
令和5年4月

燕市 健康福祉部 保険年金課

生まれたときの体重が2,000g以下であるか、または2,000gを超えていても医師の診断により生活力が弱いなど、からだの発育が未熟なまま生まれた乳児（1歳になるまで）に対し、養育医療指定医療機関において入院療養を必要と認めた場合に医療費の一部を助成します。

## 1 給付の内容について

認定されると出生から退院までの入院治療にかかる保険診療の自己負担分が公費負担となります。入院中の食事療養費も公費負担に含みます。ただし、保険適用外の費用（差額ベッド代・文書料など）は除外されます。対象世帯の所得状況に応じて保護者の自己負担金が発生した場合には、燕市の「子ども医療費助成」で全額助成されます。



## 2 申請手続

- (1) 申請窓口：燕市 保険年金課 年金医療係 1階12番
- (2) 申請に必要なもの

- ① 養育医療給付申請書（申請窓口にあります。）
- ② 養育医療意見書（指定養育医療機関で担当医師に記入してもらってください。）
- ③ 世帯調書（申請窓口にあります。）
- ④ 乳児の健康保険証の写し（手続き中の場合は加入する医療保険の被保険者の保険証の写し）
- ⑤ 世帯の皆様のマイナンバーカードもしくは番号通知カードと身分証明書（運転免許証・パスポート等）
- ⑥ 窓口で申請される方の身分証明となる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- ⑦ 印鑑（朱肉で押せるもの）

### (3) 養育医療券の交付

認定された場合は養育医療券が交付されますので、医療機関の窓口で提示してください。

### (4) その他

- ① 養育医療券を紛失した場合や、養育医療券の記載事項に変更が生じた場合は申請窓口ご連絡してください。
- ② 入院期間が継続となる場合は、医療機関からお住まいの市町村である燕市に協議されます（保護者が手続きする必要はありません）。この場合、継続承認書の写しを交付します。

### 【申請先及びお問い合わせ先】

燕市役所 保険年金課 年金医療係（1階12番窓口） TEL0256-77-8136（直通）